

社会福祉法人鳥取県共同募金会助成要綱

(総 則)

第1条□ 社会福祉法人鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）は、社会福祉法の条項に従い、本会に寄せられた寄付金を、寄付者の意向を尊重し、「共同募金運動要綱」「共同募金助成方針」を基調として、適正・公正かつ社会福祉の増進に効果のあるよう助成する。

(助成対象団体)

第2条 共同募金は、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者で、次の事項に合致する団体に助成する。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (2) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (3) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- (4) 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- (5) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は次のとおりとし、その基準は、鳥取県共同募金会助成基準で定める。

- (1) 社会福祉法に基づいて行う事業
- (2) 更生保護事業法に基づいて行う事業
- (3) その他の社会福祉を目的とする事業（保健・医療・教育・まちづくり・環境などで社会福祉に関する活動を含む）で本会が必要又は効果が高いと認める事業

(助成区分)

第4条 第2条及び第3条に規定する助成は次のとおりとする。

- (1) 主に広域的な社会的課題を解決するための助成（以下「広域助成」という。）
- (2) 主に小地域福祉活動支援など地域の生活課題を解決するための助成（以下「地域助成」という。）
- (3) 別に定める歳末たすけあい運動に関わる助成

(助成対象の欠格要件)

第5条 次の事業は、助成の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利活動や、政治、宗教、組合等の運動をその方法として行うもの。
- (3) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。
- (4) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (5) 当年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとするもの。
- (6) 助成による効果が期待できないもの。
- (7) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (8) 介護保険事業として行われるもの。
- (9) その他、本会において適当と認められないもの。

(助成金の使用年度)

第6条 助成金は、原則として募金した翌年度の被助成者の経費に充当することとする。ただし、歳末たすけあい募金及び災害等の緊急の場合にあっては、募金した年度とする。

(助成の申請)

第7条 共同募金の助成を受けようとするものは、本会の定める日までに、別に定める助成申請書に必要な書類を添付し、本会または共同募金委員会に提出するものとする。

2 広域助成を受けようとするものは、申請書等を本会に提出するものとする。

3 地域助成を受けようとするものは、申請書等を事業所が所在する市町村の共同募金委員会に提出するものとする。

4 歳末たすけあい募金の助成の申請については別に定める。

(他団体等への並行申請の禁止)

第8条 共同募金の助成を受けようとするものは、他の助成団体等に対し、同一の事業について助成及び補助の申請を並行してはならない。

(助成の内定及び決定)

第9条 助成の内定及び決定は、配分委員会で基礎調査、審議の上、理事会の審議を経て評議員会の議決により行う。

2 助成が内定及び決定したときは、別に定める様式により被助成者に通知する。

(使途の変更禁止)

第10条 助成金は、指定された使途以外に使用してはならない。

(助成事業の内容の変更)

第11条 被助成者は、助成内定又は決定後、やむを得ない事情により、事業の内容又は経費（総事業費の20パーセント以上）を変更する必要がある場合、若しくは、事業費の変更により助成額の変更が生じた場合は、事業着手前に、別に定める変更申請書を共同募金委員会を經由して提出し、本会の承認を得なければならない。ただし、広域助成を受けるものは、変更申請書を直接本会に提出するものとする。

(事後の調整)

第12条 助成は、事前に決定した助成計画によって行うことを原則とするが、募金実績額に過不足を生じたとき又はその他必要があると本会が認めた場合は、助成計画を調整することができる。

(助成金の交付等)

第13条 助成金は、助成決定後、被助成者の請求により交付することとする。ただし、施設整備にかかる事業（備品等の器材、車両を含む）については事業完了後に交付する。

2 広域助成は本会が、地域助成は共同募金委員会が被助成者に助成金を交付する。

3 被助成者は、助成事業完了後直ちに別に定める報告書に必要な書類を添付し、助成金の使途を明らかにし、本会又は共同募金委員会へ提出しなければならない。

(助成事業の調査及び監査)

第14条 本会は、助成申請者及び助成申請事業について、適時、調査する。

2 本会は、被助成者に対して、助成の用途に関係ある範囲で、適時、監査を行う。

3 被助成者は、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示し、監査を拒むことはできない。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第15条 被助成者が次に該当する場合は、助成決定を取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 経営状況がきわめて不良と認めた場合。

(2) 経理状況がきわめて不良と認めた場合。

(3) 助成決定後、事業の一部又は全部を廃止した場合。

(4) 事業を実施する見込みがないもの。

(5) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。

(6) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。

(7) その他本会が不相当と認めた場合。

(助成物件の管理、明示と広報)

第16条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間とする。

2 被助成者は、助成金の用途をはじめ、助成事業の全般について常時内容を明確にしておかなければならない。

3 被助成者は、被助成物件に共同募金の助成金によってなされたものであることを表示するとともに、住民等に対して助成金の被助成及び助成事業について有効な広報に努めなければならない。

(個人情報保護)

第17条 本会及び共同募金委員会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取扱う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

社会福祉法人鳥取県共同募金会助成基準

1 助成の区分

社会福祉法人鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の助成は、広域的（全県的な）事業を支援する広域助成と、市町村ごとの区域で活動する事業を支援する地域助成、並びに歳末たすけあい助成に区分して行うものとする。

2 広域助成対象事業

広域助成対象事業は次のとおりとし、助成を受ける者が直接実施する事業の経費に充当することを原則とする。

（1）県域民間福祉団体助成

社会福祉事業及び更生保護事業等を行う県域団体を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、広域的で公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

① 助成対象要件

- ア 法人又はこれに準ずる組織並びに運営がなされていること。
- イ 福祉を目的とする事業の運営がなされていること。
- ウ 自己努力してもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- エ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

- ア 本会が行う資料提供等の求めに対する確かつ適正に応じないもの。
- イ 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- ウ 経理状況がきわめて不良と認めるもの。

③ 優先的に助成の対象とする事業

- ア 先駆的・モデル的な事業
- イ 広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業
- ウ 助成要件を満たし、欠格要件にあたらぬ複数の団体の連合体又は連盟組織により、より高い効果をねらった事業

④ 助成の対象としない経費及び事業

- ア 交流会等の飲食経費
- イ 人件費
- ウ 第三者に委託又は助成する事業
- エ その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

⑤ 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する事業に対する助成は原則として行わない。
ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

⑥ 助成基準額

助成基準額は、1事業につき、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で30万円を上限とする。
ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 民間社会福祉施設助成A (複数の市町村に事業所を有する団体)

社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体のうち、複数の市町村に事業所を有する団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

ア 本会からの資料提供等の求めに対する確かつ適正に応じないもの。

イ 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。

ウ 経理状況が極めて不良と認めるもの。

③ 助成対象事業

次に掲げる条件を満たす施設等整備事業を助成対象とする。

ア 行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けない事業であること。

イ 適正な整備計画等に基づいたものであること。

ウ 特別な事情がある場合を除き年度末までに完了する単年度事業であること。

エ 総事業費が助成限度額の概ね2倍以内であること。

④ 助成対象としない経費

ア 土地及び建物の購入経費。

イ 借入金の償還。

ウ 一般水準を超える整備にかかる経費。

エ 消耗品の購入経費。

オ 事務経費。

⑤ 助成基準額

1 法人、1事業に限ることとし、必要と認める事業費(助成対象経費)の3/4以内で、10万円以上とし、50万円を上限とする。

(3) テーマ助成

特定の福祉課題に取り組むため、取組みテーマを設定して助成を行う。

助成対象要件・経費・基準等は理事会の承認を得て、別に定める要領により実施することとする。

(4) 災害等見舞金

火災・自然災害等の罹災者に対する見舞金及びその他本会会長が必要と認める見舞金。

(5) 災害等準備金

災害救助法が適用された大規模災害のボランティア活動に対する支援を行う。

社会福祉法第118条の規定により、災害救助法第2条に規定する災害発生等で定める特別の事情がある場合に備えた準備金の積立と、法定積み上げ期限の過ぎた積立額の取崩し助成を行い、助成基準については別に定める。

(6) 共同募金運動推進費

県内での募金運動推進に要する、運動資材費、広報費、本会運営費、共同募金委員会交付事務費、中央共同募金会への分担金等の経費

3 地域助成対象事業

地域助成の対象とする事業、基準等の基本は次のとおりとし、共同募金委員会が行う助成対象事業、基準等については、各共同募金委員会が定める。

(1) 地域福祉活動団体助成

① 市町村社会福祉協議会事業助成

地域福祉活動計画等に基づき市町村社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業に対して助成を行う。

ア 助成対象事業

- (ア) 広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業
- (イ) 住民等に対し直接サービスを提供する事業
- (ウ) 小地域福祉活動を推進する事業
- (エ) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業
- (オ) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業
- (カ) 高齢者の生きがい増進事業
- (キ) 障がい者の社会参加、就労促進事業
- (ク) ボランティア活動の推進事業
- (ケ) 児童・生徒の社会活動の推進事業
- (コ) 区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業
- (サ) その他、本会会長が特に必要と認める事業

イ 助成の対象としない事業

- (ア) 団体の構成員のみを対象として実施する事業
- (イ) 公的資金ないし他の補助金により行われる事業
- (ウ) 営利を目的とする事業

ウ 助成の対象としない経費

- (ア) 施設設備、機器等の維持管理経費
- (イ) 事業に直接関係しない事務経費
- (ウ) その他本会が不相当と認める経費

② 公募による地域福祉活動事業助成

地域福祉活動計画等に基づき市町村社会福祉協議会以外の団体が実施する地域福祉活動事業に対して、助成を行う。

ア 助成対象事業

①のアの規定を準用する。

イ 助成の対象としない事業

①のイの規定を準用する。

ウ 助成の対象としない経費

①のウの規定を準用する。

エ 助成基準額

1 団体、1 事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の 3 / 4 以内で、30 万円を上限とする。

(2) 民間社会福祉施設助成B（1市町村内のみに事業所を有する団体）

社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体のうち、1市町村内のみに事業所を有する団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

ア 自己努力してもなお事業実施のための財源が確保が困難であること。

イ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象の欠格要件

2の(2)の②の規定を準用する。

③ 助成対象事業

2の(2)の③の規定を準用する。

④ 助成対象としない経費

2の(2)の④の規定を準用する。

⑤ 助成基準額

1法人、1事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、50万円を上限とする。

(3) NPO・ボランティア団体福祉活動助成

地域福祉及び在宅福祉の推進の重要な担い手となる、NPO・ボランティア団体が行う先駆的・開拓的な非営利活動事業に対し助成を行う。

① 助成対象要件

福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体で、次の要件を満たすものとする。

ア 特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。

イ 代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。

ウ 規約及び構成員名簿を整備していること。

エ 適正な経理事務が行われていること。

オ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

② 助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認める次の事業を対象とする。

ア 対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業

イ 事業の実施に直接必要な器材の購入整備

ウ その他、共同募金委員会会長が特に必要と認める事業

③ 助成対象経費

当該事業に直接必要とする経費を助成の対象とする。ただし、次の経費は対象としない。

ア 交流会等の飲食経費、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。

イ 介護保険法上又は障害者自立支援法上の各サービス実施のための経費。

ウ 領収書をとることができない経費及び他の事業と共用の経費であり、領収書を分けることができない経費。

④ 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する事業に対する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により共同募金委員会会長が認めた場合はこの限りではない。

⑤ 助成基準額

助成基準額は次のとおりとする。

ただし、特別な理由により共同募金委員会会長が認めた場合はこの限りではない。

ア 1団体、1事業に限ることとし、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で30万円を上限とする。

(4) 「赤い羽根共同募金たすけあい号」整備助成

市町村社会福祉協議会が行う、在宅福祉サービス、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車両の整備に対し助成を行う。

① 助成対象事業

本基準の目的に沿う車両の購入整備事業。

② 助成対象としない経費

ア 当該車両の任意保険料。

イ 一般水準を超える装備等にかかる経費。

ウ その他不相当と認める経費。

③ 助成の表示

この助成により整備した車両の車体両側面に「共同募金助成」と明記し、別に定めるキャラクターまたはロゴマークのペイントをすること。

④ 助成基準額

車両購入経費の3/4以内で、70万円を上限とする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。